

沖縄県立向陽高等学校 いじめ防止基本方針

はじめに

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）に基づき、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めました。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうしたいじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

本校では、「いじめ防止対策委員会」を常設し、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「学校いじめ防止基本方針」を策定し、県教育委員会とも適切に連携のうえ、当該基本方針に基づき、いじめの問題に組織的に取り組みます。

1 いじめ問題に関する基本理念

教職員は、いじめはどの子どもにも、時・場所を問わず起こりうるという事実を踏まえ、いじめの防止等のための対応に係る基本方針となる事項を定め、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくるとともに、生徒の尊厳を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進する。

(1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめの問題の防止に努めること。

(2) 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

(3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと。

(4) いじめは決して許されないことであるが、どの学校でもどの生徒にも起こり得ることから、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ちつつ、いじめの問題に継続的に対応すること。

(5) 校内に「いじめ防止対策委員会」（構成：校長・教頭・生徒指導部主任・教務主任・各部主任・当該学年主任・当該学科主任・当該担任・養護教諭・教育相談係（※必要に応じて、当該部活動顧問を含む））、を置き、未然防止、早期発見・解決等にあたること。

2 いじめ防止への基本対応

(1) 教職員の基本姿勢と生徒に対する指導方針

いじめ防止のため、教職員はそれぞれの教育の場で、次のことを生徒に強く認識させるとともに、いじめの萌芽を見逃さない感性と観察力を研鑽し維持する。また、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動など指導の在り方に充分注意する。

1. 「いじめ」は人間として絶対に許されないことである。
2. 「いじめ」は暴力であり、生命に関わることも危惧される。
3. 「いじめ」に同調したり傍観したりすることは、許されない行為である。
4. 「いじめ」を見たり、感じたりした場合は教員などの周囲の者に早く伝える。

(2) いじめの未然防止のための取り組み

1. 生徒指導部の主要な取り組み事項として「いじめ防止」を位置づけ必要な取り組みを行う。また、クラブなど課外活動においてもいじめ防止を最優先として指導を行う。
2. いじめ防止を人権教育の主要な取り組みの一つとし、様々な活動を通して生徒にいじめ防止の基盤となる人権尊重の意識を啓発する。毎月5日の人権の日にはHRなどで呼びかける。
3. すべての教育活動において生徒の「相手を思いやる心と態度」を涵養し、朝終礼、LHR、授業、クラブ活動などの学習活動で自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。
4. 生徒の自己を大切にす心育成、自己の存在感の再認識や担任をはじめとした教職員や保護者などとのコミュニケーションを育む取り組みを推進する。
5. ネット上のいじめ防止のため、情報モラル教育を教科学習、課外活動やホームルーム活動などを通じて推進する。

3 いじめの早期発見

(1) 教職員の基本姿勢

いじめの早期発見のため、教職員は全ての教育活動において、次のことを積極的に取り組む。

1. 生徒の状況を注意深く観察し生徒の変化を見抜くよう努力する。
2. 生徒に関する情報は関係教員に迅速に連絡して情報の共有を密にする。
3. 教職員は問題を抱え込まないで、迅速に管理職へ報告を行い必要に応じて対応を協議する。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

1. 教員は、学級懇談会などで定期的に生徒や保護者との情報交換を実施する。また、学年会等で生徒の情報交換と共有を図る。

2. いじめが発生、またはその予見がある場合、学校は必要に応じて実態把握のためにアンケートを実施する。
3. 生徒、その保護者、教職員が活用できる「いじめ防止対策委員会」があり、その体制を学校のHPに掲載する等して広く周知する。

4 いじめ発生時の対応

(1) 教職員の基本姿勢

いじめの早期発見のため、教職員は全ての教育活動において、次のことを積極的に取り組む。

1. 被害生徒を守ることを最優先とし、心身のケアなど必要な対応をする。
2. 加害生徒がいじめに及んだ原因と背景を究明し必要な措置をとる。
3. 事態の発生した生徒集団には、事態を十分に説明し、再度いじめが発生しないよう指導する。
4. 関係者へ適切な情報提供と対応状況の説明をし共有を図る。
5. 必要に応じて、関係機関・専門機関と連携してその対応にあたる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

1. いじめの疑いがある場合、被害生徒等の安全を確保するために必要な処置を速やかにとる。
2. いじめの疑い、またはいじめの事態を知った教職員は、速やかに事態を管理職(校長・教頭)に報告する。報告を受けた校長は速やかに「いじめ防止対策委員会」を召集して関係者と連携して組織的に対応する。
3. いじめの疑い、またはいじめの報告を受けた校長は、速やかにいじめの事実の有無を確認する措置をとり、必要に応じてその結果を学校の設置者に報告し、保護者など関係者に結果と対応を説明する。
4. 学校の指導により、十分な効果を上げることが困難と判断した場合、所轄警察署等の外部諸機関に相談し助力を求める。

5 被害生徒又はその保護者への支援

1. 被害生徒の心身のケアなど必要な措置をとる。
2. 被害生徒が安心して教育を受けられる環境を確保するため、必要に応じて加害生徒の別室指導や出席停止などの処置をとる。
3. 被害生徒の保護者に事態の状況および対応を説明し理解を求めるとともに、保護者に対して継続的に支援を行う。
4. 状況に応じて、外部の専門家等の支援を得る。

6 加害生徒への指導又はその保護者への助言

1. 加害生徒に対していじめをやめさせ、その再発を防止するのに必要な措置を組織的にとる。
2. 加害生徒に対して事態に対する反省を促し、被害生徒や関係する生徒集団との関係修復のために必要な措置を組織的にとる。
3. 加害生徒の保護者に学校と連携した事態解決への協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行う。
4. 加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、加害生徒の健全な人格の発達に配慮するため、多角的な指導を組織的に行う。

※必要に応じて、出席停止による指導、懲戒による指導及び、特に重大な事態においては関係機関(児童相談所・警察等)との連携を行う。

7 いじめが起きた集団への働きかけ

1. 「いじめ」に同調したり傍観したりしていた生徒に対して、ホームルーム活動などを通じて、それらの行動も「いじめ」であり、二度と起こしてはならないことであると認識させる。
 - ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
 - ・いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導
 - ・いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導
 2. 全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを課外活動やホームルーム活動などを通じて推進する。
- ※関係生徒の個人情報については、その取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

8 保護者への対応

- (1) いじめを受けた生徒の保護者に対して
相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。
1. 事実を迅速に伝える。
 2. 共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。
- (2) いじめを行った生徒の保護者に対して
事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
1. 事実を迅速に伝える。
 2. いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(3) 全ての生徒・保護者に対して

いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会を開催することがある。

※家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

9 ネット上のいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

1. 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

2. 情報教育の充実

「教科情報」における情報モラル教育の充実

3. ネット社会についての講話(防犯)の実施

(3) ネットいじめへの対処

1. ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

2. 不当な書き込みへの対処

状況確認 → 状況の記録 → ネット管理者へ連絡(削除依頼)

↓ ↓

いじめへの対応 警察への相談

10 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

1. 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

2. 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2)重大事態への対応

1. 学校は速やかに組織を設けアンケートなどにより事態の事実関係を明確にするための調査を行う。
2. 学校は調査による事態の事実関係など必要な情報を被害生徒およびその保護者に対して適切に提供する。
3. 学校は重大事態が発生した場合、県教委へ報告する。

※「いじめ防止対策推進法」による重大事態とは、

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※【参考】「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)より一部抜粋

【いじめの定義】

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

【学校及び学校の教職員の責務】

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【保護者の責務等】

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。